

史料1

十一月廿一日 石黒九左衛門

本郷村

庄屋

善六殿

尚々本文之通

御目見被

仰付筈ニ候、其節

袴羽織着用

之心得ニて可被罷

出候、以上

史料2

明和五年子霜月、本郷村庄屋善六江

旦那様より御目見へ被為 仰付候趣、御代官様

より廿一日出之御状廿三日ニ相届キ、折節風氣にて

廿四日ニ日延之御願申上、廿八日ニ名古屋へ出府

仕、廿九日朝五ツ時ニ御目見へ被為 仰付候、右ハ

袴羽織上綺羅ニ而罷出、御用人横井

茂兵衛様御席御案内ニ而御目見へ仕候、

旦那様御意之趣、久テ逢夕、息才テ

目出度イ、勝手之事ニハ世話致スゲナ、大切ニ思ふ、

此上宜敷と被仰候、直ニ御前を下り、夫より

御吸物御酒被下置、重々難有頂戴仕、

罷帰り申候

羽栗郡本郷村庄屋

善六年

三十拾老歳

史料3

(表紙)

明和八年卯八月 六十人講

(中略)

乍恐奉願上候御事

一先年六拾人講御企ニ付、御知行所村々ニ而、六拾人之
手数相揃候様ニと被為 仰付、無抛、村々ニ而夫々
手数都合仕、是迄ニ凡七会程相勤り申候、弥此上
相続仕候様、去冬以来会合之趣段々御催促
被仰聞承知奉畏候得共、何分旧冬者村方
御納所并御先納金取賄旁ニ当惑仕、先ニ御断
(以下略)

戊正月七日

美濃六ヶ村

庄屋連名

立松猪兵衛様

史料4

覚

一金拾八両也

右者、今度急御入用ニ付御借り上、
返シ被下儀ハ、当暮御物成之内ニ而
元利共急度差次被下筈ニ毛
頭無相違之候、仍而請取證文
如件

安永五年

申九月 石黒九左衛門 (印)

羽栗郡本郷村

庄屋

善六殿

史料5

本郷村
庄屋
善六
其方儀、庄屋役
相勤候内斗、帯刀
御免被成下候、以上

十二月廿三日

史料6

證文之事
一文金拾貳両也
今般無拋御入用金御間不合二付、
其村江格別先納被 仰付候処、
金子被致調達、慥二請取申候、縦令
何様之儀有之候共、当暮御物成二而
元利共二御差繼被成下候間、其節
不及届、御物成之内二而引取可被申候、
為其、仍而如件

安永六年

酉五月 尾藤平六（印）
石黒九左衛門（印）
本郷村
庄屋善六殿

【読み下し】

史料1

なおなお、本文のとおり、御目見え仰せつけらるるはずに候、その節、袴羽織着用の心得にて罷り出らるべく候、以上

史料2

明和五年子霜月、本郷村庄屋善六へ旦那様より御目見え仰せ付けなされ候趣、御代官様より二十一日出の御状、二十三日にあい届き、折節風気にて、二十四日に日延べのお願い申し上げ、二十八日に名古屋へ出府仕り、二十九日朝五つ時に御目見え仰せ付けなされ候、右は袴羽織上綺羅にて罷り出、御用人横井茂兵衛様御席ご案内にて御目見え仕り候、旦那様御意の趣、久しうて逢た、息才(息災)で目出度い、勝手の事には世話致すげな、大切に思う、此上宜しくと仰せられ候、直に御前を下がり、それよりお吸物お酒下し置かれ、重々有難く頂戴仕り、罷り帰り申し候

史料3

恐れながら願ひ上げ奉り候おん事
一先年、六十人講御企てにつき、御知行所村々にて、六十人の手数あい揃え候ようにと仰せ付けなされ、よんどころなく、村々にてそれぞれ手数都合仕り、これまでに凡そ七会ほどあい勤まり申し候、いよいよこの上あい続き仕り候よう、去冬以来会合の趣段々ご催促仰せ聞かされ、承知畏み奉り候えども、何分旧冬は村方ご納所ならびにご先納金取り賄い旁に当惑仕り、先にお断り

史料4

覚え
一金十八両也

右は、今度急のご入用につきお借り上げ、返し下さる儀は、当暮御物成の内にて元利ともきつと差し次ぎくださるはずに毛頭相違これなく候、よつて請取証文くだんのごとし。

史料5

そのほう儀、庄屋役あい勤め候うちばかり、帯刀御免なし下され候、以上

史料6

証文の事

一文金十二両也

今般よんどころなくご入用金御間に合わざるにつき、その村へ格別先納仰せ付けられ候ところ、金子調達致され、たしかに請け取り申し候、たとい何様の儀これ有り候とも、当暮御物成にて元利ともにお差し継ぎなし下され候間、その節届に及ばず、御物成の内にて引き取り申さるべく候、その為、よつてくだんのごとし。